

第166回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成25年7月5日(金)
午後1時30分～午後3時00分
場 所 群馬県庁審議会室

第166回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成25年7月5日(金) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 群馬県庁(7階)審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、小山 洋、森北佳昭(代理 川村俊一)、
館野英一、臂 泰雄、小川 晶、伊藤 清
- 4 欠席委員 田中麻里、木村 榮、日垣由美、藤本 潔、宮前鉄十郎、星野 寛
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、浅田次長、松岡次長
建築住宅課 石山次長
- 6 補助説明者等
太田市建築指導課
- 7 議案
第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更(伊勢崎宮郷工業団地ほか1地区)について
第2号議案 伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更(伊勢崎宮郷工業団地造成事業の
決定)について
第3号議案 吾妻都市計画道路(3・4・3号川戸植栗線)の変更について
第4号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第166回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第166回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願ひいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は14名でございますが、現在8名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から報告申し上げます。

(事務局)

お手元の群審報第101号をご覧ください。前回の審議会以降、7名の委員が変更となりました。まず、学識経験の分野で、前群馬工業高等専門学校環境都市工学学科教授の森田哲夫様が退任されております。2番目に、関係行政機関の職員でございますが、佐藤和彦様が退任され、藤本潔様が就任されております。3番目に、県議会関係委員でございますが、南波和憲様、大林俊一様、須藤和臣様が退任され、星野寛様、舘野英一様、臂泰雄様が就任されております。4番目に、市町村議会の議長を代表する者として群馬県市議会議長会長でございますが、金子實様と奥原賢一様が退任され、伊藤清様が就任されております。以上でございます。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第166回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件4件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は、原田委員と小山委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお議事の進め方でございますが、関連する議案については一括上程とさせていただきます。お手元の議事記載の議案のうち、第1号議案と第2号議案は関連する議案でございますので一括上程といたします。第3号議案と第4号は単独上程といたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案の説明は、幹事から致しますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合もございますので、ご了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が2名、報道関係者が2名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますのでご注意ください。

報道関係などの方には、ただ今から写真撮影などを許可いたします。

(写真撮影)

第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更（伊勢崎宮郷工業団地ほか1地区）について

第2号議案 伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更（伊勢崎宮郷工業団地造成事業の決定）について

（議長）

ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案伊勢崎都市計画区域区分の変更について及び第2号議案伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更については、先ほど申し上げましたように関連議案でございますので一括上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

（事務局）

都市計画課次長の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案伊勢崎都市計画区域区分の変更伊勢崎宮郷工業団地ほか1地区についてご説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しです。赤い線で囲まれた1番地区伊勢崎宮郷工業団地地区58.2ヘクタールと、隣接の2番地区田中町地区34.1ヘクタールを新たに市街化区域に編入しようとするものです。位置関係をご説明します。赤の二重丸で伊勢崎市役所を示しておりますが、伊勢崎市の西部、玉村町に程近い場所に位置し、建設の進む東毛広域幹線道路と主要地方道高崎伊勢崎線におおむね挟まれた2地区の編入です。2地区の境には一般県道駒形柴町線が通っており、また南を走る東毛広域幹線道路は、現在、利根川を渡河する橋梁工事を進めておりますが、平成26年9月には橋梁部も完成し、高崎駅東口から、伊勢崎市、太田市、館林市を経て板倉町に至る約5.9キロメートルの広域幹線道路が1つに繋がる予定となっております。

それでは、お手元の議案書2ページ又はスクリーンをご覧ください。議案書のご説明をさせていただきます。伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する、1.市街化区域及び市街化調整区域の区分、計画図表示のとおりとありますが、先ほど赤い枠で囲みました範囲を拡大して、後ほどご説明させていただきます。2.人口フレームですが、市街化区域の拡大に当たっては、人口フレーム方式と言われる手法をとっており、市街化区域に収容する人口を都市計画に定めることとされています。表の説明ですが、基準年となる平成17年の国勢調査時点では、伊勢崎市の市街化区域内人口は111.3千人でしたが、目標年次となる10年後・平成27年の市街化区域内人口、いわゆる人口フレームは、113.2千人まで増えることを予測し、都市計画決定しております。そのため、今回、この都市計画と整合する形で、この増加分のフレームを使って、具体的に2地区、企業局による産業拠点として伊勢崎宮郷工業団地地区58.2ヘクタールと、そして伊勢崎市による職住近接のまちづくりとして田中町地区34.1ヘクタールの整備が確実となりましたので、市街化区域に編入するものです。理由が下段に記してございますが、今後整備を進めておおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、下記のとおり

市街化区域に編入するものです。それでは、2地区それぞれについて、拡大して詳細にご説明させていただきます。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。まず、伊勢崎宮郷工業団地地区についてご説明いたします。区域をお示しする計画図です。伊勢崎宮郷工業団地地区として今回、市街化区域に編入する区域58.2ヘクタールを、赤い線で囲ってお示ししております。地形や地物を地区界とすることとされておりますので、道路界や水路界、筆界などに従って囲って、お示ししております。

添付図面の図-3をご覧ください。工業団地の開発構想図です。あくまで構想ですが、黄色で塗られているところが工場敷地、緑で塗られているところが公園や緑地、青で塗られているところが開発に伴う流出増対策としての調整池、グレーで塗られているところが道路として整備される構想となっています。

添付図面の図-4をご覧ください。参考図のご説明ですが、伊勢崎市が決定告示を予定している用途地域を示しています。今後の土地利用を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

続きまして、田中町地区についてご説明いたします。お手元の添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。計画図ですが、先程の宮郷工業団地に隣接し、既存の市街化区域にも隣接する田中町地区として今回、市街化区域に編入する区域34.1ヘクタールを赤い線で囲ってお示ししております。道路界や水路界に従って囲って、お示ししております。

添付図面の図-6をご覧ください。田中町地区の土地利用方針図です。伊勢崎市が決定告示を予定している用途地域の検討に先立ち整理したのですが、既存の土地利用を考慮しつつ、2本の県道沿いでは幹線道路沿道地区として沿道サービスを提供し、区域中央の既存集落を居住環境を保全する地区として、また区域の南東部を居住環境を新たに創造する地区とゾーニングして職住近接のまちづくりを進める方針としております。

添付図面の図-7をご覧ください。参考図のご説明ですが、伊勢崎市が決定告示を予定している用途地域を示しています。先ほどの土地利用方針図に基づき、幹線道路沿道地区については、準工業地域、居住環境保全地区及び居住環境創造地区については、第一種住居地域とする計画です。

添付図面の図-8をご覧ください。田中町地区の土地利用計画図です。社会資本の状況や整備予定についてご説明します。薄緑色の市道は現状で幅員が5メートル以上ありますが、赤い2本線で示しました道路は、拡幅や新設が必要な道路です。また濃い緑色で新設する公園を示しています。これら整備が必要な施設を伊勢崎市決定の地区計画にて地区施設として都市計画に定め、伊勢崎市が計画的に整備することとしています。

添付図面の図-9をご覧ください。ただいま説明しました第1号議案については、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、ご覧のとおり縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

続きまして、第2号議案伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更伊勢崎宮郷工業団地造成事業の決定について、ご説明いたします。

お手元の議案書3ページとあわせて、添付図面の図-10又はスクリーンをご覧ください。本議案は、第1号議案でご説明いたしました1番地区伊勢崎宮郷工業団地地区の整備手法として、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業を都市計画決定しようとするもので、都市計画事業として整備しようとするものです。伊勢崎都市計画には、総括図の右上に青く塗られた地区、北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジ周辺に、既に伊勢崎都市計画三和工業団地造成事業約60ヘクタールが決定済みであるため、今回は都市計画の変更という形で、左下の新たに赤い線で囲った地区伊勢崎宮郷工業団地造成事業を追加するものです。

お手元の添付図面の図-11又はスクリーンをご覧ください。計画図ですが、第1号議案にて市街化区域に編入する区域58.2ヘクタールとしてご説明した区域から、0.2ヘクタールを縮小した区域58.0ヘクタールを地形地物に沿って囲ってお示ししております。縮小しました0.2ヘクタールは、左上の凹みで既存の上之宮児童遊園と上之宮地区会議所となっており、いずれも市有の公共施設です。

それでは、お手元の議案書4ページをご覧ください。議案書のご説明をさせていただきます。伊勢崎都市計画工業団地造成事業に次の工業団地造成事業を追加する、表の上段、公共施設の配置及び規模のうち道路につきましては、幅員6～18メートルの区画道路を土地利用を考慮して適正な街区を形成するよう適宜配置するとし、そして、公園及び緑地では、施工区域内に公園及び緑地を適宜配置する。面積については施工面積の3パーセント以上確保する。下水道では、下水道及び工場排水は、処理後、一級河川利根川に放流する。雨水排水は、調整池により調整した後、一級河川利根川へ放流するとしています。また宅地の利用計画につきましては、工場敷地が約47.2ヘクタール、81.4パーセントとなり、参考で、道路、公園・緑地、調整池などの公共用地面積を記しております。

お手元の添付図面の図-12又はスクリーンをご覧ください。伊勢崎宮郷工業団地の開発構想図です。第1号議案でお示ししました開発構想図と同じ図ですが、左上の区域から除外した上之宮児童遊園の周辺に公園を配置する構想とし、宅地割り、道路計画なども構想図としての参考表示となっています。

お手元の添付図面の図-13をご覧ください。ただいま説明しました第2号議案については、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、ご覧のとおり縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

参考にご報告させていただく事項ですが、図-14をご覧ください。県では、第2号議案の都市計画決定に当たり、県環境影響評価条例に基づき、平成22年10月から環境影響評価手続を実施してまいりました。環境影響評価書は、環境面から都市計画の案の合理性、妥当性を判断する際の図書と位置づけられていることから、評価書の概要を簡単にご説明いたします。なお、環境影響評価に係る技術的審査につきましては、専門分野の学識経験者で構成される群馬県環境影響評価技術審査会にて審議をいただいております。保全対象は、四季調査などを経て確認された環境省レッドリストや群馬県レッドデータブックなどへの掲載種で、保全措置として、それぞれ移設や種子の採取と播種、調整池の環境作りなどを実施することとしています。なお、評価書作成に当たっての知事意見として、第4次レッドリスト公表など、今回の調査以降に新たに選定された種についても、工事实施

前に現地調査を実施し適切な保全措置を講じることなど12項目の意見が出され、これらを踏まえた評価書としております。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(原田委員)

3つあるのですが、かなりまとまった工業団地を新たに作るということなのですが、県内工業団地も結構空いている所があったりして、新しく作って需要があるのかどうか、また、作るとすれば、かなりまとまった計画ですから、都市計画のマスタープランにちゃんと位置づけをしてあるのかどうか、田中町地区は関連地域ということですが工業団地との具体的な関連があるのかということをお聞かせください。

(事務局)

まず、工業団地の需要でございますが、昨今の新聞報道等でも群馬県が抱えております販売面積が100ヘクタールを切りまして、しっかりとこれからの景気浮揚の時代に適切に対処していくために備えたいということで、企業局が開発主体となって準備を進めてきたものでございます。環境影響評価などの手続を経まして、今後正式には用地買収・造成事業など、まだ数年かかるものでございますが、先ほどもご説明いたしました東毛広域幹線道路の全線の開通が平成26年9月を控えまして、それらの道路のインパクトあるいは北関東自動車道の全線開通のインパクトを踏まえて、しっかりと企業誘致に取り組みたいとするもので、産業力の構想の中の柱の一つとなっている工業団地でございます。

それと関連いたしまして、県のマスタープランとの関連でございますが、県のマスタープランは平成22年に策定したものでございますが、その時にこちらの工業団地及び田中町地区についても同様に計画に位置づけてございまして、具体的には特にこの工業団地につきましては、平成22年に地域を特定して保留する地区ということで、既に国の関係省庁との調整を平成21年8月にマスタープランと並行して済ませていたものであります。それ以降、環境影響評価など必要な手続を踏んで、本日区域区分のご審議いただくということで、これまで多少時間を要したということであります。

田中町地区についてですが、工業団地を伊勢崎市の用途地域で見させていただきましたとおり、工業専用地域で一般的にはそこに住居系の土地利用ができない土地利用をさせていただいておりますが、勤労者対策あるいは新規雇用対策として近接地に優良な宅地を供給したいということで、こちらは一般保留地区ということでございますが、この2地区をセットでマスタープランには位置づけるとともに、関係省庁とも調整してまいりまして、伊勢崎市の地区計画で各施設を担保する形でこちらで従業員の新規雇用が生じた場合、既に一定の密度を保っているところに未利用の農地等に新規従業員の雇用環境を整備するという趣旨で職住近接のまちづくりを進めるというマスタープランでの位置での今回のセットでの区域区分の見直しでございます。あくまでも職住近接のまちづくりということであ

ります。

(原田委員)

たまたま隣にあるだけということではないですか。もっと具体的な関連性があるかということ。例えば、県公社が整備をすとか具体的な計画があるのかということ。

(事務局)

そういった具体的な計画はございません。ただ、働く場だけを供給するのではなく、新しい就業者に居住の場も提供したいという趣旨でございます。

(伊藤委員)

環境影響評価についてですが、知事意見として12項目が出されていますが、その内容についてお聞かせください。

(事務局)

文章で3ページでございますので、概要だけご説明申し上げます。まず、大気環境について、最近話題の微小粒子状物質PM2.5が具体的にはデータとして環境影響評価に載っていないが、どのようになっているのかという問いにつきましては、前橋測定局でデータがあるのでしっかりと評価書に記載しますといったことや、工場稼働に伴う騒音などの影響を少しでも軽減するために伊勢崎市にしっかりと入居企業との公害防止協定を締結するように要請すること、また、水環境につきましても、現地では珍しい菰川放水路にバイガモが群生しておりますが、工場からの廃水や土砂が菰川に流れてそのバイガモの育成を阻害することがないように細心の注意を払うなど、生物環境の従前のレッドリストよりもさらに追加された種がどんどん公表されてございますので、それについても適切な措置を講じること、造成工事に当たって裸地が出てしまうところに外来種が入る可能性があるので、工事中の適切な維持管理をすること、さらには人と自然とのふれあいなどで街路樹を植える場合はしっかりと管理してくださいといった12項目の意見を頂いております。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第3号議案 吾妻都市計画道路（3・4・3号川戸植栗線）の変更について

（議長）

次に、第3号議案吾妻都市計画道路の変更についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

（事務局）

それでは、第3号議案吾妻都市計画道路3・4・3号川戸植栗線の変更についてご説明いたします。

お手元の議案書5ページとあわせて、添付図面の図-15又はスクリーンをご覧ください。位置関係をご説明します。東吾妻町役場を赤い丸で、JR吾妻線群馬原町駅を白い四角で示しています。JR吾妻線を黒の破線で示しましたが、線路北を平行して走る国道145号を紫色で、線路南を走る日陰道と言われる県道渋川東吾妻線を茶色で示しております。3・4・3号川戸植栗線は、中之条町へ繋がる県道植栗伊勢線の竜ヶ鼻橋を起点として、県道渋川東吾妻線と交差し、吾妻川右岸地区を通過して県道高崎東吾妻線に繋がる延長4,960メートルの計画となっております。総括図では、黄色で、道路計画を変更する区間をお示ししておりますが、4,040メートル区間について道路計画を廃止するとともに、都市計画道路名称を川戸植栗線から植栗線に変更しようとするものです。青色の区間は、道路計画を変更せずに存置する区間としてお示ししています。なお下段に、標準横断図を示しておりますが、幅員16メートルの2車線道路で計画されております。

計画書、変更理由はお手元の議案書6ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、ご説明いたします。

お手元の添付図面の図-16又はスクリーンをご覧ください。当該地区の道路整備の状況をご説明させていただきます。赤い丸で示しましたのが吾妻地区で整備の進む上信自動車道のおおむねのルートです。上信自動車道は、渋川市の関越自動車道、渋川伊香保インターチェンジ付近から長野県東御市の上信越自動車道、東部湯の丸インターチェンジ付近へ至る延長約80キロメートルの地域高規格道路で、渋川市内や八ッ場バイパスなど、7工区約33キロメートルで整備済み又は事業実施中です。そして今年の5月、東吾妻町の厚田から植栗間を通る吾妻東バイパス工区約6キロメートルの新規事業化が認められ、丸で示した区間も整備区間に指定され、本年度から事業化となったものです。ルートの詳細は未決定で、丸でお示ししましたのはおおむねの位置ですが、このように上信自動車道が建設されることが確実となり、黄色く示しました都市計画道路川戸植栗線が上信自動車道と並行して計画されていることから、都市計画道路の必要性を再検討し、今回、都市計画道路の見直しを行うものです。上信自動車道の整備により、都市計画道路川戸植栗線のトラフィック機能は上信自動車道で代替えし、地域生活に欠かせない生活道路としての機能については、紫色で示しました、既存町道の整備で代替えすることで、黄色で示しました区間の道路計画を廃止しようとするものです。上信自動車道の詳細なルートは今後、諸調査を進め決定してまいります。生活道路としての機能確保に向けて、紫色で示しました町道の、幅員4メートル未満の箇所を5メートル以上に拡幅することや、大型車の通行も多い区間については、すれ違いが可能な幅員まで拡幅することとしております。また、町道

が上信自動車道と重なる箇所につきましては、側道形式での整備も検討してまいります。これらの整備により、3・4・3号川戸植栗線の道路機能を代替えするとともに、道路ネットワークも確保しようとするものです。以上、ご説明しましたとおり、黄色で示しました3・4・3号川戸植栗線の機能を、上信自動車道及び町道整備で代替えできることから、この区間、県道渋川東吾妻線の植栗交差点から川戸地区の県道高崎東吾妻線との交差点までの都市計画道路を廃止するものです。また、廃止に伴い、起点・終点ともに大字植栗地内となることから、名称を川戸植栗線から植栗線に変更するものです。

添付図面の図-17計画図をご覧ください。図では、変更前を黄色で、変更しない区間を青線で示しています。これまでのご説明のとおり、黄色で示しました県道渋川東吾妻線都市計画道路3・4・2号原町仲通り線との交差点より南の区間について、廃止することを示しています。

添付図面の図-18をご覧ください。3・4・3号川戸植栗線の終点部を示しています。同様に、黄色で示す区間を廃止することを示しています。

添付図面の図-19をご覧ください。ただいまご説明しました、第3号議案につきましては、去る平成25年4月9日から4月23日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成25年5月10日から5月24日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(原田委員)

参考までに教えてもらいたいのですが、廃止する路線は計画決定されたのはいつですか。

(事務局)

平成6年6月7日告示でございます。

(原田委員)

20年近く経っていますね。それと、上信自動車道のルートが確定するのがいつ頃なのかと都市計画決定するのかわからないのか。

(事務局)

上信自動車道の先ほど説明いたしました7工区はこちらの状況でありまして、今回新たに赤い6.4キロメートル吾妻東バイパスが新規事業化されたわけですが、今年度から事業着手ということで測量に入っているところでございます。地形測量なども経まして地域の皆様ともしっかりと意見交換をしながら、ルートを決めてまいります。その後

でございますが、都市計画課といたしましては、住民の皆さんとキャッチボールをしながら決定するルートではございますが、もう一度都市計画決定という中で住民の意思を反映する手順が踏めればと思っておりますので、可能であれば、都市計画決定してまいりたいと思っております。2年くらいを目途に決定したいと考えております。

(臂委員)

上信自動車道の方は地域高規格道路ということで今の廃止となる路線の代替をさせるということですが、受け入れ側の上信自動車道の方がその代替をある程度想定する中で計画ということでやっていただけるということなんでしょうか。例えば、側道をどうするかや地域とのつながりの中で交差点等を設けて受け入れていいよということをこちらは持っているのか、その確認をしたいのですが。

(事務局)

細かくは地域にもしっかりと入り込みまして、地域の皆さんと合意形成を図りながらルートは決定してまいりたいということではありますが、実際には上信自動車道自体は八ッ場バイパスを見ていただきますようにアクセスコントロールという形で主要な箇所をインターチェンジ形式で合流する道路でございますので、交差点はどういった所でアクセスするか、インターチェンジをどこの地区に設けてどういった形で速達性をしっかり確保するかということを含めまして、地域の皆さんと話し合って市町村の声も聞きながら決定したいと考えております。ただ、先ほどもご説明いたしました本線は高速道路のように走ってしましますが、既存の道路を分断するような箇所あるいは重なってしまうような箇所につきましては、当然、側道形式での補償工事、町道の整備なども生じてくると考えていますので、市町村・地域の皆さんとは二人三脚であると2年程度を目途にしっかりと詰めてまいりたいと考えております。

(臂委員)

そういった意味で、例えば歩道など当初あったものも全てこの中に入れてもらえるということですか。

(事務局)

歩道ですが、地域の生活道路ということで基本は必要な大型車が通れる幅ということで、最大でも7メートル程度ではないかということで、分離式の歩道が必要な町道はあまり想定していません。と申しますのは、メインの交通が分離して上信自動車道に通過交通が全てシフトしますので、地域に必要な交通では、歩道を分離するほどの交通量はないのではと現時点では考えております。ゆくゆくは、しっかり地域の皆さんの意見を聞き、町の声も聞いて計画作りを進めたいと考えております。

(舘野委員)

上信道に付随する道路、特に主要幹線道は長い間の懸案事業ではありますが、地域振興にも大変寄与する道路になるであろうと期待をしておりますが、先ほど信号機の話が出まし

たが、信号機だらけにならないような広域的な運用を希望するものでありますが、その辺の全体的な上信道に対する考え方をお聞かせください。

(事務局)

上信自動車道を身近に感じていただけますのは八ッ場バイパス区間になろうかと思いますが、交差する道路に影響されず、本線は信号がなくずっとまっすぐ行けるようになっておりますが、本来地域高規格道路と申しますのは八ッ場バイパス区間をイメージしていただき、既存の道路とは具体的には平面交差をしないインターチェンジ形式で乗り入れるものでございますので、吾妻東バイパスにつきましても、そういった本線の走行性を最大限に発揮できる道路構造で今後進めたいと考えているということでございます。信号はあまり設けない、しかし地域の必要な車は乗り入れられるようにインターチェンジを適切な場所に設けるという構想であります。

(舘野委員)

新しい規格ということで、大変期待をしております。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第4号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第4号議案太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の石山と申します。よろしく申し上げます。第4号議案太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。

本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であ

る太田市長が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。詳細な説明につきましては、太田市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。付議書の写しでございます。太田市長からの付議となっております。

続きまして、8ページが施設概要となっております。名称は、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は、工業専用地域、申請者住所氏名は、群馬県太田市新田大町600番26、株式会社エコロジスタ、代表取締役 山口 博、所在地は、同じく群馬県太田市新田大町600番26の全部でございます。敷地面積は、23,428.83平方メートル、主な施設は、一般廃棄物並びに産業廃棄物処理施設、処理能力は、既存として、一般廃棄物処理施設が可燃ゴミ、不燃ゴミ等があります。同じく既存として、産業廃棄物処理施設が汚泥焼却、廃油油水分離等、表のとおりでございます。今回の申請に係る追加処理として、廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニル汚染物焼却が、1日当たり64.08トンでございます。今回申請に係る建築物は延べ面積が91.6平方メートルとなっております。理由にあるとおり、本施設は、平成22年に建築基準法第51条ただし書の許可を得ている一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に今回、低濃度廃ポリ塩化ビフェニルいわゆるPCBを処理する施設を増設するものでございます。

それでは、施設の概要につきましては、許可権者であります太田市の建築指導課・太田課長からの説明とさせていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課の太田と申します。第4号議案についての補助説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申請者の株式会社エコロジスタは、平成23年4月、現在地に一般廃棄物並びに産業廃棄物処理施設を設置・運営し、以来、廃油のリサイクル並びに廃棄物の焼却溶融処理事業を行ってまいりましたが、今回、1200℃以上の高温による焼却溶融処理施設の特性を活かして低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理事業を計画するに至りました。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物、いわゆるPCB廃棄物は、関係法令によって設立された全国5カ所のJESCO日本環境安全事業株式会社の事業所において処理されていますが、微量又は低濃度PCB廃棄物については、全国で相当量の廃棄物が処理されないまま各事業所によって保管され続けてきています。環境省では平成21年11月に従来の都道府県知事等の許可に加えて、環境大臣による認定を行う無害化処理認定制度が始まりました。今回の申請も環境大臣の認定を受けてのPCB廃棄物処理施設でございます。

次に、添付図面の説明をさせていただきます。スクリーン又は図-20をご覧ください。都市計画図において申請地の位置を示しており、左側の赤色の部分が申請地でございます。敷地は太田都市計画区域内にあり、太田駅から北西へ約8.5キロメートル離れた工業専用地域に位置しております。また、黄色の四角で示すものが申請地から最も近い学校及び病院で、申請地からの距離は、新田暁高校までが約1.3キロメートル、宏愛会第一病院までが約1.2キロメートルとなっております。申請地の北西2.3キロメートルに北関東自動車道の太田藪塚インターチェンジが位置しております。

次のスクリーン又は図－２１をご覧ください。付近見取図です。申請地から３００メートルの範囲を黒色の線で示しております。赤色で示したのが今回の申請地で、周囲の灰色の部分が工業専用地域でございます。青色で示したものが工場であり、黄色で示したものが住宅で、最も近い住宅までの距離は、南東約１２６メートルでございます。搬入搬出道路は、茶色で示しています申請地の東側、県道６９号、大間々世良田線でございます。申請地は、学校区を跨ぐ位置になく、出入口箇所の前道路に通学路の指定はございません。

次のスクリーン又は図－２２をご覧ください。こちらは、土地の利用計画を示した配置図でございます。図は敷地全体を示しており、敷地周辺部は緑色で塗られている緑地帯で囲まれていて、既存の処理施設が現在も操業中です。右上の赤色の部分に、今回申請建物である処理前の低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管場所があり、建物の南に低濃度ＰＣＢ廃油の受け入れ用に２基のタンクがございます。廃棄物の搬入・搬出は敷地の東側の県道からとなります。敷地の中段・左側の黄色で示すものが、焼却熔融施設となっております。

次のスクリーン又は図－２３をご覧ください。敷地内の廃棄物処理施設の位置関係と動線を示しております。赤色の矢印線が低濃度ＰＣＢ廃油を積んだタンクローリーの動線で、低濃度ＰＣＢ廃油タンクに接続し、配管により直接焼却熔融施設に搬送されます。青色の矢印線がドラム缶等の密閉容器で運ばれる低濃度ＰＣＢ廃棄物の動線を示しており、今回の申請建物に保管し、その後フォークリフトにより焼却熔融施設へ搬送されます。図の下段の緑色で囲った受入棟は、既存施設で低濃度ＰＣＢ廃棄物以外の既存の廃棄物を受け入れ保管する建物です。

次のスクリーン又は図－２４をご覧ください。廃棄物の工程を示しております。図の左側から右方向へと処理が流れて行き、黄色で示した保管施設から低濃度ＰＣＢ廃棄物と低濃度ＰＣＢ廃油が、廃棄物受入棟からのその他の廃棄物と一緒に、ロータリーキルンと記された焼却熔融施設に投入され、約１２００℃の高温により焼却し無害化処理します。ロータリーキルンの後の二次燃焼室以降で排ガス処理がなされ、最終的にバグフィルタでばいじん等を除去した後に煙突から排出されます。高温処理による廃熱を利用してボイラで発電も行います。バグフィルタで除去されたばいじんは、精錬所に処理委託し、精錬所では、銅、亜鉛、鉛等の金属資源の回収が行われます。無害化処理された熔融スラグは、スラグ加工設備で破碎処理・粒度調整が施され、建築資材等として再利用されます。

次のスクリーン又は図－２５をご覧ください。今回申請建物である低濃度ＰＣＢ廃棄物保管施設の平面図を示しております。ドラム缶等の密閉容器の低濃度ＰＣＢ廃棄物については、フォークリフトにより建物に運び込まれます。運び込まれた低濃度ＰＣＢ廃棄物については、建物図の下の、左から一つおいて荷受室に入り、抜油・移替室で抜油や移し替え作業を行います。その後、焼却熔融施設に搬送されます。ドラム缶等に入って運び込まれた低濃度ＰＣＢ廃油については、抜油・移替室に設けられた抜油装置で吸引され、隣室のポンプ室を経由して屋外の廃油タンクに搬送されます。前室からポンプ室に至る小部屋は、すべて負圧状態になっており、建物外に空気が漏れださない構造になっております。小部屋から誘引された空気は、建物右側に設置される排気ファンで吸引され活性炭フィルターで清浄空気にした後に排気されます。

次のスクリーン又は図－２６をご覧ください。低濃度ＰＣＢ廃棄物保管施設の立面図を示しております。鉄骨平屋建てで、高さは約７．２メートル、外壁はＡＬＣとなっております。

ます。

次のスクリーン又は図－２７をご覧ください。低濃度ＰＣＢ廃棄物保管施設の断面図を示しております。低濃度ＰＣＢ廃棄物等が外気に触れたり、飛散・流出されることのないように、搬出入以外はシャッターを閉めた状態で取り扱われます。

次のスクリーン又は図－２８をご覧ください。廃棄物処理施設の設置手続の概要についてですが、左上の１.廃棄物処理施設の事前協議につきましては、①事前協議書の提出を平成２４年、昨年１２月２０日に行っております。③関係者からの合意につきましては、（１）周辺住民につきましては、説明をして合意をもらっています。（２）地元区長さんへも同じく合意をもらっています。（３）周辺企業に対しても説明を行い、反対意見や要望はございませんでした。⑤平成２５年４月１１日付けで事前協議が終了しております。紫色で示しているのが建築基準法関係の手続で、法第５１条の許可申請は平成２５年５月１５日に提出され、本日、都市計画審議会へ付議となっております。今後の手続きといたしましては、建築確認後に着工、建築基準法等の検査、環境大臣の認定を経て、今年９月下旬頃に運営が開始される予定となっております。

スクリーンによる説明は、以上でございます。

つづいて、周辺的生活環境の保全対策について補足説明をさせていただきます。施設の敷地位置の適否については、ＰＣＢ特措法により、ＰＣＢの適正な処理の推進が図られており、ＰＣＢ廃棄物保管事業者には処理期限までの処理が義務付けられていることから、社会経済上、必要な施設であること。申請地は工業の利便増進を図る工業専用地域内にあり、既に一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却溶融処理している場所であり、周辺には住宅・商業施設等の密集地もなく都市計画法及び関連規定について支障がないこと、住民説明会及び対象者全員の合意書の取得により、周辺住民等への周知・合意が図られていること、平成２４年６月下旬に環境省の定める基準に基づき無害化処理実証試験を実施し、基準の全項目、煙突排ガス、溶融スラグ、ばいじん、スラグ水砕水、敷地環境大気、周辺環境大気で基準値内に収まる結果が出ており、低濃度ＰＣＢ廃棄物が無害化されたことを実証していること、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査書から法令規制内の計画であり、設備対策、生活環境保全協定の遵守及び定期的な点検・測定により公害防止対策がとられていることなど、適切であると判断される計画であることから、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補助説明は、以上でございます。

（議長）

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（伊藤委員）

今まで稼働して今回ＰＣＢ追加ということですが、申請地の配置図を見ますと一番近いところで１２６メートルであり、この保安管理というものが実際ＰＣＢに対してあるのか、カバーするために障壁とか設置される可能性があるのか。それと建物については、これが

もし爆発した場合、屋根構造的には飛来をしないようになっているのかお聞かせ下さい。

(太田市)

保安全管理については設定はないということでございます。障壁ですが、建物や焼却溶融施設など音の出る箇所につきましては、防音壁等で囲まれて稼働しているということになります。爆破等への防護壁等の構造物は特に設置されておりません。

(伊藤委員)

揮発性のある性質のものは、時と場合によってはそういうことが起こりかねない、そういった対処の仕方というのは当然施されているのではないかと思うのですが、こういった規制は他県・他市においても特にないということで理解してよいのでしょうか。

(太田市)

特に規制はありません。

(議長)

図25に飛散・漏洩防止対策との記述がありますが、そういう面で何かありますか。

(太田市)

PCBの保管施設については、外部に漏れないような構造となっておりますし、消防法の設置許可等も必要となっておりますので、その中で危険物に対する適切な対応が図られるというように考えております。

(臂委員)

PCBの処理については今本当に困っている状態で一刻も早くこうした施設で処理を進めたいという内容はよくわかるのですが、この施設でどの程度受け入れるのか、群馬から青森まで持って行っているという話もあり、低濃度のものについては群馬県だけなのか他県のものも受け入れるのか、また、一日の処理量と受け入れ量との関係で保管庫の大きさというものが想定される量として妥当なものなのか聞かせてください。

(太田市)

県内及び県外から受け入れるわけですが、県内の想定は1日当たり4トン、県外の想定は1日当たり60トンということで、県外の方が多い状況でございます。関東圏の県外ということでございます。タンクの容量ですが、現在2基ありますが、0.7日分ということで溜めこめずに随時処理を進めていくということです。

(臂委員)

処理しきれないものは保管庫に置くことになるが、大丈夫な広さなのですか。

(太田市)

保管庫は、廃油以外の廃棄物も保管するもので、その他の廃棄物の方が圧倒的に多く、保管施設については保管できるような内容の収容量を確保しています。

(臂委員)

今後、環境大臣への認定申請がありますが、本審議会で採択された中で申請できるということですか。

(太田市)

環境大臣への申請は別手続であり現在も申請中で、審議会の採択とは手続上関連しないものです。

(臂委員)

廃棄物処理施設で保管庫に収まらないものを保管庫外に置くことがあります。こうしたことが起こらないよう、太田市において定期的な立入検査等を行う予定はありますか。

(太田市)

太田市と公害防止協定を結んでおりまして必要があれば立ち入りを行います。年2回定期的に測定を行うことになっております。

(議長)

図25でタンク以外にもスペースがあるように見えますが、PCB以外のものはこの建物には入らないのですか。全体のスペースを含めても0.7日分なのですか。

(太田市)

PCB以外のものも入ります。0.7日分はタンク部分のみの場合です。

(小山委員)

PCBが油類などに溶け込んで入っていて中に有機溶剤が含まれて爆発の危険もあると思われませんが、使用溶剤や濃度に関して規制はありますか。

(太田市)

本施設は、低濃度PCBや微量PCBについてのみ保管・処理をすることでございまして、先程申し上げましたとおり、消防法の規制の中で担保することとなります。

(小山委員)

ドラム缶やタンクローリーから漏れ出る可能性もありますが、廃水についてはどうなっていますか。

(太田市)

床はエポキシ樹脂性の耐油塗装となっており、また、出入口には溝もあり、染み出ない構造となっております。防油堤など漏洩対策については万全を期してまいりたいと考えております。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について都市計画上の支障なしと決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(議長)

最後に5その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第167回審議会の開催についてですが、通例によりますと9月の前期定例県議会後の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

それでは、長時間ご苦勞様でした。本日は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会：15：00)

(議事録署名人)
